

○経済産業省告示第二百三十七号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第一百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正し、令和四年一月一日から施行する。

令和三年十二月二十二日

経済産業大臣 萩生田光一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に二重下線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前

一 輸入割当てを受けるべき貨物の品目は、次の表の第一に掲げる自由化されていない品目（以下「非自由化品目」という。）及び同表の第二に掲げる品目とする。

第1 自由化されていない品目（非自由化品目）

関税率表 の番号等	品 目	備考
[略]	[略]	[略]
03・05	乾燥し、塩蔵し又は塩水 漬けたにしん（クルペ ア属のもの）、たら（ガ ドウス属、テラグラ属又 はメルルシウス属のもの ）、ぶり（セリオアラ属 のもの）、さば（スコム ベル属のもの）、いわし	○

一 輸入割当てを受けるべき貨物の品目は、次の表の第一に掲げる自由化されていない品目（以下「非自由化品目」という。）及び同表の第二に掲げる品目とする。

第1 自由化されていない品目（非自由化品目）

関税率表 の番号等	品 目	備考
[略]	[略]	[略]
03・05	乾燥し、塩蔵し又は塩水 漬けたにしん（クルペ ア属のもの）、たら（ガ ドウス属、テラグラ属又 はメルルシウス属のもの ）、ぶり（セリオアラ属 のもの）、さば（スコム ベル属のもの）、いわし	○

(エトルメウス属、サル
 デイノプス属又はエンゲ
 ラウリス属のもの)、あ
 じ(トラクルス属又はデ
 カプテルス属のもの)及
 びさんま(コロラビス属
 のもの)、たら(ガドウ
 ス属、テラグラ属又はメ
 ルルシウス属のもの)の
 卵並びに煮干し

〔略〕

03・09

〔略〕

にしん(クルペア属のも

の)、たら(ガドウス属

の)、テラグラ属又はメルル

シウス属のもの)、ぶり

〔略〕

〇

(エトルメウス属、サル
 デイノプス属又はエンゲ
 ラウリス属のもの)、あ
 じ(トラクルス属又はデ
 カプテルス属のもの)及
 びさんま(コロラビス属
 のもの) 並びにそれらの
魚種のフイツシュミール
 、たら(ガドウス属、テ
 ラグラ属又はメルルシウ
 ス属のもの)の卵並びに
 煮干し

〔略〕

〔新設〕

〔略〕

〔新設〕

〔略〕

〔新設〕

(セリオータ属のもの)
、さば(スコムベル属の
もの)、いわし(エトル
メウス属、サルデイノプ
ス属又はエングラウリス
属のもの)、あじ(トラ
クルス属又はデカプテル
ス属のもの)及びさんま
(コロラピス属のもの)
の粉並びにそれらの魚種
のフイツシュミール並び
に帆立貝、貝柱及びいか
(もんごういかを除く。
）の粉

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

第 2 [略]

第 2 [略]

二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四
 条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地
 域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係
 る承認を除く。以下「二号承認」という。）を
 受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物
 及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときと
 する。

第 1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船
 積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地 域	貨 物		
	項 目	関税率表 の番号等	貨 物 名
[略]	[略]	[略]	[略]
中華人民共		0301・91-2	さけ及びます

二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四
 条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地
 域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係
 る承認を除く。以下「二号承認」という。）を
 受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物
 及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときと
 する。

第 1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船
 積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地 域	貨 物		
	項 目	関税率表 の番号等	貨 物 名
[略]	[略]	[略]	[略]
中華人民共		0301・91-2	さけ及びます

和 国、北 朝 鮮及び台湾	0301・99-2 0302・11 0302・13 0302・14 0302・19 0302・91 0302・99 0303・11 0303・12 0303・13 0303・14 0303・19 0303・91 0303・99 03・04 [削除] 0305・20	並びにこれら の調製品	和 国、北 朝 鮮及び台湾	0301・99-2 0302・11 0302・13 0302・14 0302・19 0302・91 0302・99 0303・11 0303・12 0303・13 0303・14 0303・19 0303・91 0303・99 03・04 <u>0305・10</u> 0305・20	並びにこれら の調製品
------------------	--	----------------	------------------	--	----------------

		0305・39	
		0305・41	
		0305・43	
		0305・49	
		0305・59	
		0305・69	
		0305・72	
		0305・79	
		<u>0309・10</u>	
		1604・11	
		1604・19	
		1604・20	
本邦の区域 に属さない 海面（当該 海面を船積 地域とする	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	2	0208・40 0210・92 03・01 03・02	魚、甲殻類そ の他の水棲動 物及びこれら の調製品

		0305・39	
		0305・41	
		0305・43	
		0305・49	
		0305・59	
		0305・69	
		0305・72	
		0305・79	
		〔新設〕	
		1604・11	
		1604・19	
		1604・20	
本邦の区域 に属さない 海面（当該 海面を船積 地域とする	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	2	0208・40 0210・92 03・01 03・02	魚、甲殻類そ の他の水棲動 物及びこれら の調製品

場合に限る。 。）（外国の港湾内で船積みされた場合及び本邦から出漁した漁船によつて輸入される場合であつて、本邦以外から出漁した船舶から転載されたものでない場合を除く。）	03・03	
	03・04	
	03・05	
	03・06	
	03・07	
	<u>03・09</u>	
	1504・10	
	1504・20	
	15・06	
	16・04	
	16・05	
	2106・90	
	2301・20	
	23・09	
場合に限る。 。）（外国の港湾内で船積みされた場合及び本邦から出漁した漁船によつて輸入される場合であつて、本邦以外から出漁した船舶から転載されたものでない場合を除く。）	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
場合に限る。 。）（外国の港湾内で船積みされた場合及び本邦から出漁した漁船によつて輸入される場合であつて、本邦以外から出漁した船舶から転載されたものでない場合を除く。）	03・03	
	03・04	
	03・05	
	03・06	
	03・07	
	[新設]	
	1504・10	
	1504・20	
	15・06	
	16・04	
	16・05	
	2106・90	
	2301・20	
	23・09	
場合に限る。 。）（外国の港湾内で船積みされた場合及び本邦から出漁した漁船によつて輸入される場合であつて、本邦以外から出漁した船舶から転載されたものでない場合を除く。）	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]

[略]	[略]	[略]	[略]
第2 [略]			
二の二 令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。以下「二の二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。			
第1			
関税率表の番号等	品	目	備考
[略]	[略]	[略]	
<u>2844・43</u>	<u>関税率表第2844・4</u>	○	
<u>1号及び第2844・4</u>			

[略]	[略]	[略]	[略]
第2 [略]			
二の二 令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。以下「二の二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。			
第1			
関税率表の番号等	品	目	備考
[略]	[略]	[略]	
<u>2844・40</u>	<u>核分裂性同位元素の化合物並びにこれを含有する</u>	○	

	2号に掲げるもの以外の <u>放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有するその他の合金、</u> <u>デイスパージョン（サーメットを含む。）</u> 、 <u>陶磁製品及び混合物のうち、核分裂性同位元素に係るものに限る。</u>				<u>合金、デイスパージョン（サーメットを含む。）</u> 、 <u>陶磁製品及び混合物</u>		
[略]	[略]	[略]		[略]	[略]		[略]
<u>3002・42</u>	口蹄疫ワクチン（治験用のものを除く。）	○		<u>3002・30</u>	口蹄疫ワクチン（治験用のものを除く。）	○	
[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	
88・02	軍用航空機（関税率表第8802・60号に掲げ	○		88・02	軍用航空機（関税率表第8802・60号に掲げ	○	

るものを除く。) <u>88・06</u> <u>軍用無人航空機</u> [略] [略]	るものを除く。) [新設] [新設] [新設] [略] [略] [略]
備考 表中の「」は注記である。	